

# 山口県報

平成25年  
6月28日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課)……………三
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課)……………三
- 生活保護法の規定に基づく施術者の指定 (厚政課)……………三
- 指定施業要件の変更予定保安林 (岩国市) (森林整備課)……………三
- 道路の区域の変更 (道路整備課)……………四
- 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等 (会計課)……………五
- 公告  
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (五件) (県民生活課)……………一〇
- 公安委告示  
警備員等の検定の実施……………一
- 雑報  
平成二十四年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨……………三

### 山口県告示第二百五十六号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年六月二十八日から同年七月十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 西日本医療サービス株式会社  
住 所 山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の二
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 西日本医療サービス株式会社  
所 在 地 山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の二
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構		造		使用の方法	
	能 (kg/時)	力	工事着手年月日	工事完成年月日	使用開始年月日	使用時間隔りの使用時間
六七	二六四	七三	平成二五、七三	平成二五、八四	平成二五、八五	断続八時間
"	一七五	"	"	"	"	"
"	一〇〇	"	"	"	"	"

備考 「六七」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十七号の洗濯業の用に供する洗浄施設をいう。

No. 1 排水口	排水口	排出水の汚染状態の値	
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)
七・五	八・六	通 常 最 大	通 常 最 大
一〇	一五	通 常 最 大	通 常 最 大
三	五	通 常 最 大	通 常 最 大
三	三	通 常 最 大	通 常 最 大
五	一〇	通 常 最 大	通 常 最 大
一〇	〇・五	通 常 最 大	通 常 最 大
一	一	通 常 最 大	通 常 最 大
二七五	三〇〇	通 常 最 大	通 常 最 大

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排水処理施設	種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
		処理前	処理後	
七・五	九・三	通 常 最 大	通 常 最 大	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
八・六	一〇・八	通 常 最 大	通 常 最 大	四七四・六
一	八	通 常 最 大	通 常 最 大	五三五

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	連 続 使 用 時 間 隔 間	二 四 時 間	変 動 な し	概 季 節 的 変 動 の 要 否	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
									(既)	(設)	
製鉄 炭 酸 化 ソ ン 化 炭 酸 化 炭 酸 化 炭 酸 化	鉄筋 コン クリ ート		七〇〇	凝集沈殿・活性炭・酸化・過酸化・酸化・酸化・酸化・酸化	二 四 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	概 季 節 的 変 動 の 要 否	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

種 類	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 濃度 (mg/l)	窒素 濃度 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
六七	九・三	一五〇	八〇	二〇	三〇	三・七
〇	〇	二〇〇	〇	〇	〇	二・六
〇	〇	一〇〇	〇	〇	〇	三・七

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 5	排水口	七	"	五〇	六〇	四〇	五〇	三〇	二〇	三〇	六	八	五	七
-------	-----	---	---	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---

**山口県告示第二百五十七号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年六月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

名 医	療 称	所 機	在 地	廃 止 年 月 日
耳鼻咽喉科	かめやまクリニツク	山口市亀山町五番八号	山口県知事	平成二五、四、三〇
かたやま小児科	医院	熊毛郡平生町大字佐賀三七七五の四六	山口県知事	五、二二
諏訪歯科	医院	光市浅江三丁目二〇番一号	山口県知事	三、三一
いちのみや大内	薬局	山口市大内御堀一七三四の一	山口県知事	四、二二
昭通	薬局	下松市大字西豊井六四三	山口県知事	四、三〇
車町	薬局	岩国市車町二丁目二番四五号	山口県知事	"
みわ	薬局	美和町佐坂三七一の四	山口県知事	"

**山口県告示第二百五十八号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年六月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

名 医	療 称	所 機	在 地	指 定 年 月 日
耳鼻咽喉科	かめやまクリニツク	山口市亀山町五番八号	山口県知事	平成二五、五、一
かわかみ整形	リハビリテー	萩市大字椿東二八六三の七	山口県知事	六、六
シヨンクリ	ニツク	山陽小野田市日の出二丁目二番六号	山口県知事	"
すながわ	こどもクリニツク	山陽小野田市日の出二丁目二番六号	山口県知事	"

歯科・矯正歯科	アルクリニツク	宇部市大字西岐波二二二七	山口県知事	五、"
諏訪歯科	医院	光市浅江三丁目二〇番一号	山口県知事	四、"
三好	薬局宇部店	宇部市松山町二丁目六番三二号	山口県知事	五、"
増本	薬局	" 恩田町五丁目五番八号	山口県知事	六、"
新しい	ちのみや大内薬局	山口市大内御堀一七三四の一	山口県知事	三、四
昭通	薬局	下松市大字西豊井六四三	山口県知事	五、一
きぼ	う堂薬局	岩国市山手町一丁目二番六号	山口県知事	六、"
いち	う薬局光店	光市島田二丁目九番三八号	山口県知事	"
パン	ビ薬局	山陽小野田市日の出二丁目二番五号	山口県知事	"

**山口県告示第二百五十九号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十五年六月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

氏 名	施 術 者 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山口 恭平	ふくふく整骨院	山口市米屋町三番三三三号	平成二五、一、七
嶋田 與毛一	嶋田鍼灸治療院	岩国市南岩国町五丁目七番一六号	四、五
大槻 将俊	美祢整骨院	美祢市大嶺町東分四二一	" 三

**山口県告示第二百六十号**

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十五年六月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩国市錦町大原字赤滝二〇六の一・字金地二一六の一・字板押二一六の二・字榎木尾二一六の三(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、字安の地三三三の二、三三三の二、字鳥屋の尾三四七の一、三四八、字まき尾三四九、字下山三五一の一(次の図に示す部分に限る。)、字片面山三五二の二、三五二の三、字大樫三五五の一(次の図に示す部分に限る。)、字成尾三五五の二、字小杉原三五五の三・字榎尾山三五七の一・字青笹三五七の二・字黒滝平三五七の三(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、錦町宇佐字かんによう二二八四、二二八五、字ごころ二二八六から二二八八まで、字佐古山二二八九

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
岩国市錦町大原字安の地三三三の一・字鳥屋の尾三四七の一・三四八・字まき尾三四九・字成尾三五五の二(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩国市川西三丁目五五の一、五五の五、五五の七から五五の一三まで、御庄字久津神一〇九の一、一〇九の六二、一〇九の六六(次の図に示す部分に限る。)、一〇九の六七、一〇九の六八、一〇九の七〇、一〇九の七五から一〇九の七八まで

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 県道  
路線名 山口宇部線  
道路の区域

区 間	旧 新		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	旧	新			
山口市小郡上郷字市井手二二四〇の六地先から 同市小郡上郷字松坂五九六の一 地先まで	最狭二二四・四 最広二二八・四	最狭二三四・二 最広二四七・〇	二二六・〇	二二六・〇	
山口市小郡上郷字市井手二一四〇の三六地先から 同市小郡上郷 同字二四三〇の一 地先まで	最狭 最広	最狭 最広	一一九・〇		
山口市小郡上郷字市井手二四三〇の一 地先から	最狭一七八・〇 最広二一七・〇		一一九・〇		

同市小郡上郷字後ヶ谷二三四六一  
地先まで、  
山口市小郡上郷字市井手二四三〇の  
一、地先から  
同市小郡光が丘二五六〇の五一一  
先まで  
及び  
山口市小郡上郷字市井手二四三〇の  
一、地先から  
同市小郡上郷字赤迫二二七七の一  
先まで

新		
最狭 最広 二八・〇〇	最狭 最広 二四・〇〇	最狭 最広 九八・〇〇
九三九・〇	一、一九四・六	七〇五・二

山口県告示第二百六十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)(第六百六十七  
条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、平成二十五年十月一日から  
平成二十七年九月三十日までの間において県が発注する物品等の製造の請負、物品等の  
買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託に係る一般競争入札又は指名競争入  
札(以下「競争入札」という。)(に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資  
格」という。)(並びに当該競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)(の申  
請の時期及び方法等について、次のとおり定めた。

平成二十五年六月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 競争入札参加資格

(一) 競争入札に参加することができる者は、政令第六百六十七条の四(政令第六百六十七  
条の十一第一項において準用する場合を含む。)(の規定に基づき競争入札に参加す  
ることができない者以外の者で、物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入  
れ及び売払いにあつては契約の種類及び金額に応じ四等級に、業務の委託にあつて  
は契約の金額に応じ三等級(県庁舎等の清掃業務の委託にあつては、二等級)に区  
分して格付される資格を有するものとする。

(二) 競争入札参加資格の格付は、次に掲げる事項を審査して行うものとする。た  
だし、県庁舎等の清掃業務の委託の契約に係る競争入札参加資格の格付は、建築物に  
おける衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二  
第一項の規定による建築物における清掃を行う事業の登録を受けている者(以下  
「建築物清掃業者」という。)(についてのみ行うものとする。

1 資格審査の申請をする日(以下「申請日」という。)(の属する営業年度の直前  
の営業年度(決算が申請日までに確定しない場合にあっては、決算の確定してい  
る直近の営業年度)の決算(以下「直前決算」という。)(における自己資本額

(法人にあっては貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額とし、個人に  
あつては次年度繰越純資本金の額とする。)

- 2 直前決算における流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を  
百分比で表したものをいう。)
- 3 物品等の製造を主たる業とする者にあつては、直前決算における機械装置、車  
両運搬具、工具及び器具の残存価格
- 4 申請日の前日における営業(建築物清掃業者にあつては、清掃業務)に従事す  
る職員の数

- 5 山口県内に本店若しくは主たる事務所を有する者(以下「県内業者」とい  
う。)(又は建築物清掃業者にあつては、申請日の直前の六月一日における障害者  
の雇用の状況
- 6 申請日の前日までの営業年数(建築物清掃業者にあつては、清掃業務に係るも  
のに限る。)

- 7 直前決算の日以前二年の各営業年度における売上高により算出した年間平均売  
上高(建築物清掃業者にあつては、直前決算の日以前二年の各営業年度における  
清掃業務受託高により算出した年間平均契約金額)
- 8 建築物清掃業者にあつては、申請日の属する年度の直前の二年度間において清  
掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けた期間

- 9 県内業者にあつては、次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百二十  
号)第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画(以下「一般事業主行動計  
画」という。)(の策定及び届出の有無
- 10 県内業者にあつては、環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認  
証取得の有無
- 11 県内業者にあつては、環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性  
推進機構の認証及び登録の有無

(三) 競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が決定された日から平成  
二十七年九月三十日までの間とする。

- 2 資格審査の申請の時期及び方法
- (一) 申請の時期は、平成二十五年七月十六日以降随時とする。
- (二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書(別記第一号様  
式。以下「申請書」という。)(を知事に提出しなければならない。
- (三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
1 法人にあっては登記事項証明書(外国法人にあっては、権限を有する本国の官

憲が証明した同様の書類)、個人にあつては誓約書(別記第二号様式)

2 納税証明書(外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)

3 法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては資産負債調及び損益計算書

4 営業所の所在状況を記載した書類  
5 営業に関して許可、認可等が必要とされる場合にあつては、これらを受けていることを証する書類(建築物清掃業者にあつては、建築物における清掃を行う事業の登録証明書の写し)

6 一般事業主行動計画の策定及び届出を行った者にあつては、都道府県労働局長に提出した当該届出の写し

7 一の(二)の10に定める環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証を取得した者にあつては、当該認証に係る登録証の写し

8 一の(二)の11に定める環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録を受けた者にあつては、当該認証及び登録を証する書面の写し

9 暴力団排除に関する誓約書(別記第三号様式)

10 1から9までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(四) 申請書等の作成に用いる言語等

1 申請書及び(三)の3に掲げる書類は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。

2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(平成二十五年財務省告示第二十九号)に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

三 官公需適格組合の特例

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)に基づく事業協同組合で、山口県内に本店若しくは主たる事務所を有し、かつ、経済産業局長の官公需適格組合の証明を受けているものが、競争入札に参加することを希望する場合には、申請書に、二の(三)に掲げるもののほか、知事が別に定める書類を添えて、随時に、知事に提出することができる。

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に通知する。

五 審査事項等の変更の届出

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届(別記第四号様式)に二の(三)に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。

- (一) 住所
- (二) 商号又は名称
- (三) 代表者の氏名
- (四) 県との取引を担当する営業所の名称及び所在地
- (五) 代理人

別記  
第 1 号様式

( 表 )

新規・継続	登録番号		受付番号	
-------	------	--	------	--

受 付

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 (印)  
( 電 話 局 番 )  
( ファクシミリ 局 番 )

年 月 日から 年 月 日までの間において山口県が発注する製造の請負  
物品等の買入れ、借入れ及び  
業務の委託

る競争入札に参加したいので、競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び関係書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

① 山口県との取引を希望する営業種目及び営業比率	(1) 物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払い												
	希望順位	大 分 類		小 分 類 1		小 分 類 2		小 分 類 3		小 分 類 4		小 分 類 5	
		番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目
	第 1 希望												
	第 2 希望												
	第 3 希望												
	第 4 希望												
	第 5 希望												
	(2) 業務の委託 ( 清掃業務の委託を除く。 )												
	希望順位	大 分 類		小 分 類 1		小 分 類 2		小 分 類 3		小 分 類 4		小 分 類 5	
	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	
第 1 希望													
第 2 希望													
第 3 希望													
第 4 希望													
第 5 希望													
(3) 清掃業務の委託													
	営 業 種 目			営業比率		営 業 種 目			営業比率				
	清 掃 業 務			%					%				
						計			100				

( 裏 )

		資格区分				
② 自己資本額						千円
③ 流動比率	$\frac{\text{流動資産 (千円)}}{\text{流動負債 (千円)}} \times 100 = \quad \quad \quad \%$					
④ 機械装置等の残存価格	区 分	取 得 価 格 (A)	減 価 償 却 額 (B)	残 存 価 格 (A)-(B)		
	機 械 装 置	千円	千円	千円		
	車 両 運 搬 具					
	工 具 ・ 器 具					
	計					
⑤ 職員数	職 員 数	左記のうち、清掃業務従事職員数	清掃業務に係る資格、免許等を有する職員	資 格、免 許 等 の 名 称	人 数	
	人	人			人	
⑥ 障害者の雇用状況	常時雇用する障害者の数	人 数	雇用状況の報告義務の有無	有 ・ 無	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数	人 数
		人				人
⑦ 営業年数	営業開始年月	休 業 期 間		現組織への変更年月	営 業 年 数	
	年 月	年 月 から 年 月 まで		年 月	年 間	
⑧ 清掃業務に係る営業年数	営業開始年月	休 業 期 間		現組織への変更年月	営 業 年 数	
	年 月	年 月 から 年 月 まで		年 月	年 間	
⑨ 直前2年間の年間平均売上高	直 前 2 年 の 売 上 高		直 前 1 年 の 売 上 高		年 間 平 均 売 上 高	
	千円		千円		千円	
⑩ 清掃業務に係る直前2年間の年間平均契約金額	直 前 2 年 の 契 約 金 額		直 前 1 年 の 契 約 金 額		年 間 平 均 契 約 金 額	
	千円		千円		千円	
⑪ 一般事業主行動計画	一般事業主行動計画の策定及び届出の有無		有 ・ 無			
⑫ 環境マネジメントシステム	環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無		有 ・ 無	環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録の有無		有 ・ 無
山口県との取引をする支店等	名 称				郵 便 番 号	
	所 在 地				電 話	局 番
	代表者の氏名				ファクシミリ	局 番
	名 称				郵 便 番 号	
	所 在 地				電 話	局 番
	代表者の氏名				ファクシミリ	局 番
	名 称				郵 便 番 号	
	所 在 地				電 話	局 番
代表者の氏名				ファクシミリ	局 番	
名 称				郵 便 番 号		
所 在 地				電 話	局 番	
代表者の氏名				ファクシミリ	局 番	
参加停止の期間						

注 1 「登録番号」欄は、新規の場合は記入を要しないこと。  
 2 ※印欄は、記入しないこと。  
 3 署名を慣習とする外国法人又は外国人にあっては、「申請者」欄への押印は要しないこと。  
 4 ④欄は、申請者が物品等の製造を主たる業とする者の場合にのみ記入すること。  
 5 ⑥欄は、申請者が山口県内に本店若しくは主たる事務所を有する者の場合又は建築物清掃業者の場合にのみ記入すること。  
 6 ⑧欄及び⑩欄は、申請者が建築物清掃業者の場合にのみ記入すること。  
 7 ⑪欄及び⑫欄は、申請者が山口県内に本店又は主たる事務所を有する者の場合にのみ記入すること。  
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



第4号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年月日

山口県知事 様

郵便番号  
住所  
届出者  
商号又は名称  
代表者氏名

(印)  
(電)  
話  
(フアクシミリ)  
局 番)

下記のとおり 年 月 日から 年 月 日までの間の競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。  
記

変更事項	変更年月日	変更の内容	
		変更前	変更後

注 署名を横習とする外国人又は外国人にあつては、「届出者」欄への押印は要しないこと。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



(1100) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年八月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関市民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年六月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあつた年月日

平成二十五年六月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名称 特定非営利活動法人下関市自閉症・発達障害者支援センター  
ターシンフォニーネット

代表者の氏名 岸田あすか

主たる事務所の所在地 下関市長府満珠町四〇番六号

(1101) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年八月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年六月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあつた年月日

平成二十五年六月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名称 特定非営利活動法人聴こえの研究センター

代表者の氏名 三輪レイ子

主たる事務所の所在地 山口市秋穂二島四三九番地の一

(二〇二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年八月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年六月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人つくしの会

代表者の氏名 福江 明久

主たる事務所の所在地 山口市秋穂東六〇三一番地の一

(二〇三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年八月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年六月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人 Nest

代表者の氏名 石川 章

主たる事務所の所在地 下関市生野町二丁目二七番七号

(二〇四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年八月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県秋県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年六月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人NPO秋まちじゅう博物館

代表者の氏名 久保田拓造

主たる事務所の所在地 秋市大字堀内三五番地



山口県公安委員会告示第三十二号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十五年六月二十八日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員

交通誘導警備業務 一級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 平成二十五年十月一日(火曜日)の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 平成二十五年十月二十六日(土曜日)  
場 所 山口市仁保下郷一四五九番地  
山口県警察学校

三 受検資格  
詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同年以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間  
平成二十五年八月十九日(月曜日)から同月二十三日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面  
2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(二) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種 別	級	受検定員
交通誘導警備業務	二級	二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 平成二十五年十月一日(火曜日)の午前十時から正午まで  
場 所 山口市滝町一番一号  
山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 平成二十五年十月十九日(土曜日)  
場 所 山口市仁保下郷一四五九番地  
山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十五年八月十九日(月曜日)から同月二十三日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るも

のとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)(二枚)

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。



平成二十四年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第二十二条第三項の規定

により、平成二十四年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨を次のとおり公告します。

平成二十五年六月二十八日

山口県市町村職員共済組合理事長 中村 秀明

## 貸借対照表及び損益計算書の要旨

(単位 千円)

区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付
(収入)								
負担金	5,204,113	15,578,215		162,638	221,866			
掛金・任意継続掛金	5,341,127	8,053,967			216,906			
施設収入・商品売上げ						221,832		
連合会交付金				67,781	1,260			11,876
利息及び配当金	4,153		121,335	272	2,911	10	394,966	
その他収入	471,177			1,104	7,903	2,656	2,726	125,702
他経理から繰入金				30,108		80,000		
前年度繰越支払準備金	759,623							
計	11,780,193	23,632,182	121,335	261,903	450,846	304,498	397,692	137,578
(支出)								
給付・一部負担金払戻金	4,868,820							
役員報酬・職員給与				131,563	28,961	72,277	45,788	8,430
旅費・事務費				15,519	3,123	1,164	2,384	1,470
商品仕入れ						1,108		
飲食材料料費						67,707		
委託費・委託管理費				5,244	1,528	28,561	2,708	98

支払利息			121,335					241,252	114,339
前期高齢者納付金	2,165,719								
後期高齢者支援金	1,813,314								
老人保健拠出金	68								
退職者給付拠出金	454,617								
介護納付金	723,370								
連合会払込金	132,614								5,549
連合会拠出金	414,203								
負担金払込金		15,576,215							
掛金払込金		8,053,967							
その他支出	5,830			100,751	954,864	145,474	8,194		13,764
他経理へ繰入金	30,108				80,000				
次年度繰越支払準備金	756,206								
計	11,364,869	23,632,182	121,335	253,077	1,068,476	316,291	300,326		143,650
当期利益金又は当期損失金(△)	415,324			8,826	△ 617,630	△ 11,793	97,366		△ 6,072
支払準備金	756,206								
資本剰余金				52,182	25,350	755,282			
利益剰余金又は欠損金(△)	1,188,029			192,803	727,239	△ 197,130	2,499,525		272,892

平成  
二十五年  
六月  
二十八日  
印刷  
發行

發行  
行人所

山口  
県  
知事  
庁